

学校及び教職員等に関する相談窓口設置要綱

(趣旨)

- 1 この要綱は、以下の相談を受け付ける窓口の設置について、必要事項を定める。
 - (1) 小中学校及び県立学校の管理運営全般に係る相談
 - (2) 関係規程等に違反する不適切な事務や児童生徒への不適切な指導などコンプライアンス違反が疑われる行為等に関する情報及び業務改善の提言などの相談

(相談等対象者)

- 2 相談等の利用ができる者は、以下のとおりとする。
 - (1) 上記1 (1) 関係
県立学校、さいたま市を除く市町村立学校（小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校）に通う児童生徒及びその保護者
 - (2) 上記1 (2) 関係
県立学校、さいたま市を除く市町村立学校（小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校）及び教育局課所館に勤務する教職員

(利用方法)

- 3 相談等の扱いは次の方法による。
 - (1) 受付窓口の設置場所及び受付方法
 - ・受付窓口は、埼玉県教育局教育総務部総務課内に設置する。
 - ・受付方法は、電話によるものとする。
 - (2) 相談日
 - ・相談日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。
 - (3) 相談時間
 - ア 上記1 (1) 関係
9時から16時までとする。
 - イ 上記1 (2) 関係
9時から17時までとする。ただし、休憩時間（12:00～13:00）を除く。

(相談等の情報管理)

- 4 相談等の情報は、厳重に管理するものとする。

(相談等の取扱い)

- 5 総務課長は、受付窓口において受け付けた相談等について、調査することが適切と認める場合には、相談案件の事務を所管する教育局担当課及び教育事務所（以下「教育局担当課所という。」）に調査依頼を行うとともに、調査結果の報告を求めるものとする。

(教育長等への報告)

- 6 教育局担当課所長は、相談等の対応状況及び結果について、担当部長及び総務課長に報告する。ただし、重大な案件については教育長に報告する。

(相談者への報告)

- 7 総務課長は、相談等の対応及び結果について、相談者へ報告することが適当であると認める場合は、相談者に対して報告する。この場合、必要に応じて、教育局担当課所に対して、当該報告を依頼することができる。

ただし、匿名の相談等であるときや相談者が報告を希望していない場合はこの限りでない。

(不利益な取扱いの禁止)

- 8 相談等や調査に関わった者は、相談者が不利益な取扱いを受けることのないよう留意する。

(庶務)

- 9 設置及び運営に関する庶務は、総務課訟務・コンプライアンス担当において処理する。

(その他)

- 10 この要綱の定めるもののほか、設置及び運営に必要な事項は、総務課長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。